

アイリス花巻デイサービスセンター

介護予防・日常生活支援総合事業

《当事業所が提供するサービスと利用料金》

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に基づき1割負担の方は9割、2割負担の方は8割、3割負担の方は7割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

☆ 利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、サービス計画書がある場合には、それを踏まえ通所介護計画に定められます。

① 食事

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）12：00～

② 入浴

・見守りや直接介助により入浴又は清拭を提供いたします。寝たきり状態でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員、看護職員、介護職員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤生活機能向上グループ活動

・利用者の生活機能の向上を目的に、日常生活に直結したプログラムをグループで実施します。

⑥送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。通常の事業時間の利用の方を送迎します。

＜サービス利用料金（1月あたり）＞

下記の料金表によって、利用者の要支援度に応じたサービス利用料金（自己負担額）及び食費をお支払い下さい。下記料金表は1割負担の場合の料金を表示しています。介護保険負担割合証の割合が2割、3割の方は、その割合に応じた利用料金となります。

利用者の要介護度	基本利用料 (利用者負担1割の場合)
事業対象者 要支援1	1,798円（1月につき）
要支援2	3,621円（1月につき）
事業対象者 要支援1	436円（1回につき） (1月の中で、全部で4回までのサービス)
要支援2	447円（1回につき） (1月の中で、全部で8回までのサービス)

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額	
			基本利用料	利用者負担 (1割の場合)
生活機能向上 グループ活動加算	共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して、日常生活上の支援となる活動を行った場合		1000円	100円
サービス提供体制 強化加算（I）イ	別に花巻市が定める基準に 適合している場合	要支援1	880円	88円
		要支援2	1,760円	176円
介護職員等 処遇改善加算I	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		上記基本部分と各種加算の合計 9.2%	

- ☆ 利用者がまだ事業対象者または要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ☆ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、その地域が、花巻市が定める中山間地域であるときは、利用料金に5%の割増料金が加算されます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの内容と利用料金>

①食費

利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1回あたり 580円

☆ 食事の中止の申し出は利用当日の午前10時半までとし、それ以降の申し出につきましては、食費をご負担いただきます。ただし、体調不良等により施設の判断で、食事を中止された場合は、負担の対象とはなりません。

②余暇活動

利用者の希望により余暇活動等に参加していただくことができます。

料金：参加していただく創作活動の材料代等の実費をいただきます。

(参加内容により金額は異なります)。

③喫茶コーナー

コーヒー・カルピス等 利用料金：1杯50円

④複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとの精算となっております。翌月15日ごろまでに請求書をお届けしますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

支払方法	支払期限	備考
① 預金口座振替	翌月25日	土日祝日の場合は翌営業日
② 窓口での現金支払い	翌月末までに窓口へお支払下さい。	
③ 指定口座への振込	翌月末までにお支払下さい。	振込み手数料は利用者負担となります。

差し支えなければ、安全、確実な①の方法でお願いいたします。